

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

廃業後の借入金の利子

Q: 私は、昨年の12月末に個人で営んでいた建設業を廃業しました。しかし、事業の運転資金として銀行から借り入れた借入金を引き続き返済しています。

ところで、事業廃止後に生じた費用についての特例があるそうですが、この借入金の利子も、その特例の適用になりますか。

A: 事業廃止後に支払う借入金の利子は、特例の適用は受けられません。

【解説】

事業所得等を生ずべき事業を廃止した後において、その事業に係る費用又は損失でその事業を廃止しなかったとしたならばその人のその年分以後の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、その人のその廃止した年又はその前年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することができます。

この特例は、廃業前に本来その業務に係る費用又は損失として計上される可能性があったものが、結果として廃業後に発生したため、その事業の費用又は損失として認められないのでは課税の上で不利になるので、廃業の年の事業所得の金額の計算上必要経費として再計算する趣旨で、借入金の利子のような期間対応の費用を対象にはしていないものと考えられます。

ご質問の場合の借入金の利子は、事業を廃止した後の期間に対応するものですので、いわば家事上の費用に該当するものですから、この特例の適用を受けることはできません。

